

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 3 1 日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団石見会、
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市東区東山町 1 番 9 号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 1 2 年 3 月 2 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 2 年 3 月 1 0 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	岩崎 昭治	いわさきクリニック管理者
理 事	■■■■■■■■■■	
同	■■■■■■■■■■	
監 事	■■■■■■■■■■	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
介護療養型老人保健施設	介護療養型老人保健施設いわさき	広島県広島市東区東山町 1 番 9 号	入所定員 9 2 名 (介護保険 9 2 床) 通所リハビリテーション定員 1 0 名
診療所	いわさきクリニック	広島県広島市東区東山町 1 番 9 号	療養病床 1 8 床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
	該当事項なし	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
	該当事項なし	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月9日 令和2年度決算の決定

本年度事業計画及び収支予算案の決定

令和4年3月18日 令和4年度の事業計画及び収支予算案の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当事項なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当事項なし

(7) その他

様式 2

法人名 医療法人社団石見会
 所在地 広島市東区東山町1番9号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 456,464 千円
 2. 負 債 額 250,495 千円
 3. 純 資 産 額 205,969 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分	金 額	
A 流 動 資 産		110,471
B 固 定 資 産		345,993
C 資 産 合 計	(A+B)	456,464
D 負 債 合 計		250,495
E 純 資 産	(C-D)	205,969

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団石見会
 所在地 広島市東区東山町1番9号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表
 (令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	110,471	I 流動負債	80,829
現金及び預金	41,585	支払手形	
事業未収金	57,942	買掛金	902
有価証券		短期借入金	71,282
たな卸資産	753	未払金	5,891
前渡金		未払費用	
前払費用	4,353	未払法人税等	91
その他の流動資産	5,838	未払消費税等	
II 固定資産	345,993	前受金	
1 有形固定資産	233,195	預り金	2,663
建物	203,180	前受収益	
構築物	27	その他の流動負債	
医療用器械備品	1,788	II 固定負債	169,666
その他の器械備品	582	医療機関債	
車両及び船舶		長期借入金	169,666
土地		繰延税金負債	
建設仮勘定		その他の固定負債	
その他の有形固定資産	27,618		
2 無形固定資産	0		
借地権			
ソフトウェア			
その他の無形固定資産			
3 その他の資産	112,798		
有価証券			
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用	396		
繰延税金資産			
その他の固定資産	112,402		
資産合計	456,464	負債合計	250,495
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	50,000
		II 積立金	155,969
		その他利益剰余金	155,969
		III 評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	205,969
		負債・純資産合計	456,464

- (注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
- 2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
- 3 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団石見会
 所在地 広島市東区東山1番9号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		404,215
2 事業費用		
(1)事業費	409,092	
(2)本部費		409,092
本来業務事業損失		△ 4,877
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 4,877
II 事業外収益		
受取利息	15	
その他の事業外収益	3,746	3,761
III 事業外費用		
支払利息	2,344	
その他の事業外費用	1	2,345
経常損失		△ 3,461
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	1,250	1,250
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純損失		△ 2,211
法人税・住民税及び事業税	183	
法人税等調整額	666	483
当期純損失		△ 1,728

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団石見会

※医療法人整理番号

所在地 広島市東区東山町1番9号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員			不動産 の賃借	賃借料の支払 (注)	36,000	前払費用	3,000
役員			不動産 の賃借	賃借料の支払 (注)	1,200	前払費用	100

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団石見会

理事長 岩崎 昭治 殿

私は、医療法人社団石見会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月22日

医療法人社団石見会

監事

